若松区第38区青葉台自治会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、事業の円滑な運営を図るにあたって、本会が保有する個人情報の適正な取扱い及び 個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会及び各会員は、活動上知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が 記載された資料を安易に取扱うことのないよう、個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱方法は、総会資料等で会員に配布又は回覧を行う等により毎年周知するものとし、 新規の会員については書面の提示等によって周知を行うものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会が会の活動を目的として収集する情報は、会員の住所、氏名(家族及び同居人を含む)、 性別、生年月日(年齢)、電話番号、その他活動上必要と認める情報とし、本人の同意を得て取 得するものとする。

(利用)

- 第5条 取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。
 - (1) 会員名簿(世帯票)及び地図の作成
 - (2) 会費請求・管理
 - (3) 文書の送付や回覧業務
 - (4) 会員相互の連絡
 - (5) 自治会が主催する行事の参加者把握

(管理)

- 第6条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理するものとする。
 - 2 不要となった個人情報は、廃棄者とは別の役員立会いのもとで適正に廃棄するものとする。

(提供)

- 第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) その他、本会であらかじめ決めた提供先

(規程の変更)

第8条 規程の変更は、規約第20条及び第23条に定める条件にて開催した規約第14条に定める 総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。

【付則】

平成27年4月 制定

平成30年4月一部改正 (第5条 利用目的の追加)平成31年4月一部改正 (第8条 規程の変更を追記)